

令和3年度第30回草津市景観審議会 議事要旨

■日時：

令和3年7月2日（金）14時00分～16時00分

■場所

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、上田委員、大西委員、島本委員、壽崎委員、立石委員、田中委員、
内記委員、西尾委員、福山委員、村上委員、森川委員、山本委員

■欠席委員：

黒澤委員、日野委員

■事務局：

草津市都市計画部 松尾部長、一浦総括副部長
都市計画課 竹中課長、中野係長、長谷川主任、疋田主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

議事 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

1. 開会

【松尾部長】 <開会あいさつ>

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保するという観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。当審議会は公開で

行うこととされた。

3. 議事概要

議事については原案のとおり了承とし、手続きを進めることとされた。

主な意見および質疑は以下のとおり。

審議案件 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

(広告規制型景観形成地区の基準の見直しについて)

【事務局】

<資料について説明>

【委員】

モデル地区の問題について、大津や栗東は色彩の規制がないということが書いてあるが、それ以外の総量規制等について、どういう考え方なのか、その辺り協議をしておられるのか。

【事務局】

草津市独自の制度としてこのモデル地区の制度、推奨基準制度を運用しているところであり、現状のところは、大津市・栗東市はまた別の景観行政団体ということで、それぞれ独自の基準を作られているところである。現状としては、草津市が基準の厳しい路線にしているからといって、大津市や栗東市は同じように厳しい基準にはしていない。

しかし、今現在、大津市と草津市で、景観連携の事業を進めており、大津草津の共通の景観基本計画というものを今年3月定めさせていただいた。その中で、大津市と草津市で連携していく項目の中に、屋外広告物の項目も1点あり、内容についてはこれから協議していく。

【委員】

大津は条例としてはあるのか。

【事務局】

大津市は大津市の条例としてある。

【委員】

総量規制について30㎡以下にするということだが、それが適当なのかどうか、大津市等がどうしているか聞かせていただきたい。

【事務局】

推奨基準制度について、大津市は、史跡の周り等を守るため、ピンポイントに厳しい制限

をされている。草津市のように路線として、広く厳しく規制をしているところというのは、確認をしている中ではないので、草津市と大津市の規制の比較は一概には難しいところがある。ただ事務局としては、今回市内の幹線道路に広げていく基準として一定整理させていただいたところであり、そこをご理解いただきたい。

【事務局補足】

30 m²の基準をどういうふうに設けたかということだが、大津市・栗東市等、他の自治体の基準を参考にして今回作ったわけではなく、他の幹線、国道1号線を例にとり、見ていたところである。

そこでの野立看板の総量を見ると、約6割程度が総量30 m²まででおさまるといふようなところがあった。モデル地区は色規制がかなり厳しいので、色規制でまだまだ引かかるところはあるが、色規制さえ守っていただくと、この推奨基準に当てはまってくるというところもあるので、それで30 m²というところまで基準を作らせていただいた。

【事務局補足】

大津市と栗東市の基準がどうかということだが、大津市と栗東市には基本的にはそういった規制がなく、草津市だけが総量規制をしている。草津に入った瞬間に、一定30 m²の規制にかかるというご理解をいただけたらいいと思う。だから逆に今度は大津市・栗東市が、草津市のモデル地区の取り組みが良いということであれば、草津市の規制に合わせていってもらいたいというふうな、少なくとも草津市が大江についてはモデル地区として先導をしているというふうにご理解いただきたい。

【会長】

景観の考え方はやはりそれぞれの土地によって条件が違うので、大津と草津が同じ条例ができるということはまずないと思う。ただ、基本的な考え方としてはその土地にある景観資源をうまく生かしつつ、ここで言う経済的な発展とのバランスをとりながら、歴史的な景観も含めて良い景観を守っていく、これはもう全国共通の一つの考え方だと思う。その程度というのはそれぞれの地域によって変わるので、草津は草津としての守りたいものは何かという観点から内容について適当であるかどうかをご判断いただければいいのではないかと。

今事務局がおっしゃったように草津が先導的に滋賀県の中でも特別にも進んだことをやればいいが、現状の中でなかなかそういうことも難しいとは思ふ。しかし、できるだけ良いものを守っていく、そのためにどういう努力をするかという形で、規制案をご理解いただければありがたいと思う。

【委員】

野立広告物についての総量規制について、看板の本数はどうなのか。事務局案だと4.5m以上はいいが、4.5m以下であれば逆に言えば何本立ててもいい、もちろん総量規制30 m²の下でということだがそれでいいのかどうか。本数についてなんらかの規制があってもいいのではないかと。

【事務局】

今委員に言っていたいただいた意見について、事前説明の時にもご意見いただき、事務局で4.5m以下の数をどうするか検討していた。

実際にモデル地区よりも規制が緩い国道1号線沿い等で、業者がどういう看板をどれだけつけているのか、実際の申請を数えてみたところ、多くて5個、低い看板を含めて、5個を超えず、少ないところでは2個とか1個であった。モデル地区よりも基準の緩い幹線道路でそれだけしかついてないということであれば、今回あえて小さいものまで個数を制限しなくてもよいと考える。現状の店舗や業者の良識の範囲内でそれだけ少ないのであれば、あえて数まで厳しくしなくてよいのではないかと事務局としては判断している。

【事務局補足】

委員がおっしゃるように、そういうことは当然想定していかななくてはならない。ただ私どもも、あまりに多く野立広告物を立てるといような業者の提案に対しては、行政の手続きの中でしっかり指導していくつもりである。

業者側の良識の範囲内の中という前提でかつ、私どもも指導をお願いする立場でしっかりそういうところは守っていただく。当然モデル地区ですので、どんどん乱発するようなことがないような指導をしていく。

- 報告案件 (1) 景観影響調査にかかる書面会議の実施結果について
(2) 大津市草津市での景観連携事業について
(「びわこ東海道景観基本計画」の策定について)

【事務局】

<資料について説明>

【会長】

びわこ東海道景観基本計画の冊子はどういう範囲に配られるのか。

【事務局】

完成品としては、大津市と草津市両市で持っている。それを連携イベント等の折には参加者にお配りする。また、ホームページにも載せており、広く両市の連携活動の周知を推進していく予定である。

【会長】

何部くらい刷っているのか。

【事務局】

300部ほど。

【会長】

全文がホームページで見られるようになっているのか。

【事務局】

はい。フォーマットを作った時にPDF化して全文が見られるようにしている。ファイルサイズが大きいため、概要版も一緒に載せている。

【会長】

この冊子は大学の演習で学生に持たせてフィールドワークさせる等、そういう資料としてとても良い。ただ300部は少ないと思う。

【事務局】

たちまちは両市協議会の予算の方で刷ったが、必要に応じて増版は可能であると思う。景観審議会でもいただいたご意見を大津市と十分に調整していく。

【委員】

先ほど報告いただいた景観影響調査にかかる書面会議について、たちまちではないが、将来的にご検討いただきたいことがある。景観影響調査を、今後技術の発展に伴ってより正確な緻密な検証ができるのか、景観を審議する上でどのように根拠資料が可能となっているのか、ぜひご研究をいただければと考えている。景観行政でももう少し科学的に、技術的なところの配慮を深めていただきたい

【会長】

そういう面に関しては、委員のご協力がぜひ必要だと思うので、よろしくお願いします。事務局はぜひまたご相談いただいて、そのあたり適切なアドバイスをいただければと思います。

【委員】

携帯のアンテナは私たちの生活として必要なものなので、そのもの自体を否定するわけではないが、書面会議資料のシミュレーションされた写真を見ていると、ここにこういうものがない方がいいのと思う。正直なところ、景観にとってそれがいいのかわかっていうのはいつも悩む。ただ、それを否定する理由もなかなか主観的なことなので、いつも賛成をしているが、その気持ちだけ少し汲んでいただきたい。

【会長】

委員の場合、主観的というよりも美学的なご専門の中の判断があると思う。それはそれで反対の意見を出していただいても構わない。少数意見ということになるのかとは思いますが、それはそういう形で発表していただくのは一向に構わない。

【事務局】

今のお二人のご意見について、今回のような案件は電波と景観、どちらも公益性がある中でバランスをとってというようなことにならざるを得ないのかなと思う。ご指摘いただき

たことについては、今後少しずつ検討していきたいと思う。

【委員】

例えば書面会議で反対意見が 15 票中 5 票ぐらい入ったという場合、一応景観審としては賛成多数だが、こういう時に業者に対してフィードバックはされているか。

【事務局】

これまで過去の書面開催から通常開催にかかわらず、基地局のアンテナに対してそこまでも深い反対意見はなかった。今後の開催していく中で特にアンテナの基地局以外の案件等では、積極的に景観審議会を開催したいと思う。会議でいただいた意見については、業者にフィードバックしていきたいと考えている。

【委員】

景観審の方で携帯基地局の影響についての意見が頻出するようになり、携帯の事業者にもプレッシャーとして意見が伝わると、逆にアンテナのデザインを景観に影響しないように配慮されるかもしれない。そういった意見を積極的に伝えていただきたい。

【事務局】

事務局から特に携帯の基地局について、必要に応じて景観の届出に関して相談が寄せられるところだが、その時に高さが 13 メートル以上について景観影響調査等の手続きが必要というところをご説明した時に、少し再考するというところで、結果として 12 メートル以下になったという案件もあることは報告だけさせていただく。

【会長】

以前に色と反射についてのご意見をフィードバックしたことがあると思う。そういうふうにもいろいろご意見があったら、少数意見であっても尊重すべきと判断させていただく。これからも書面会議もあるかもしれないが、そういう意見は遠慮なくいろいろ書いていただきたい。

【委員】

すぐではなくだいぶ先の話になるかと思うが、将来的にはこういう観点からも規制を設けられたらどうかということで提案をさせていただく。

今の草津市屋外広告物の規制の範囲は、面積であるとか、高さであるとか、本数であるとか、そういうようなところに落ち着くと思う。モデル地区に関しても色の規制はあるが、例えば白地に規制のかかった濃い赤の文字が入ると、地色が規制のかかった色ではあっても赤に文字が入るといっただけではかなり印象が違ふと思う。

今、面積等で規制するのが妥当であるし、十分草津のルールは進んでいる方だとは思う。しかし、景観に対する意識が浸透してきた頃には、地色を白にするともう少し面積の規制が緩くなるとか、逆に地色に色が非常に入るといっただけでは、もう少し面積を小さくしてくださ

いというような規制を設けられたらどうかと思う。

【会長】

色についてはかなり細かい規制はあると思うが、色と面積を連動させるというのはいないか。

【事務局】

ない。

【委員】

コーポレーションアイデンティティがあるので、色を反転させるっていうことに対して非常に抵抗のある事業者さんは多いとは思いますが、そこをあえてやっていただくということは、この地区に関しては逆にそれが面白くなるとか、珍しいねっていうことになって先進的な意味を持つと思う。

1. 開会

【一浦副部長】 <開会あいさつ>